

ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例（案）の縦覧

「ニセコ町営住宅条例」を改正したいので、ニセコ町街づくり基本条例第54条の規定に基づき一部改正案を公表し、意見を求める。

令和8年2月17日

ニセコ町長 田 中 健 人

記

- 1 一部改正する条例名 ニセコ町営住宅条例（平成9年条例第21号）
- 2 改正条例案 別紙（案）のとおり
- 3 改正の理由  
特定目的公営住宅のうち高齢者向け公営住宅及び子育て世帯向けの公営住宅を整備し、高齢者及び中学卒業までの子どもを持つ子育て世帯の居住の安定を図ることを目的とする。
- 4 期 間 等
  - (1) 縦覧期間
    - ① 期 間 令和8年2月17日(火曜日) から同月26日木曜日
    - ② 縦 覧 場 所 ニセコ町役場都市建設課又はニセコ町ホームページ
  - (2) 意見受付期間
    - ① 期 間 令和8年2月17日(火曜日) から同月26日木曜日
    - ② 受 付 場 所 ニセコ町役場都市建設課
  - (3) 意見提出方法
    - ① 持 参 ニセコ町役場建設課窓口まで
    - ② 郵 送 〒048-1595 ニセコ町字富士見55番地  
ニセコ町役場都市建設課 宛
    - ③ F A X 0136-44-3500
    - ④ E メール kensetu@town.niseko.lg.jp
- 5 頂いた意見の公表 提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和8年2月27日頃にニセコ町役場都市建設課及びニ

セコ町ホームページに公表を予定しております。

6 お問い合わせ先

ニセコ町役場都市建設課住宅管理係

〒048-1595 ニセコ町字富士見55番地

担当者 佐藤・稲辺

電話 0136-56-8846

F A X 0136-44-3500

Eメール [kensetu@town.niseko.lg.jp](mailto:kensetu@town.niseko.lg.jp)

開庁時間 8時30分～17時15分